

Ⅱ 政策要望事項

1. 地方創生の推進について

4年目を迎える「とちぎ創生15戦略」は、具体的な成果が求められるところであるが、成果指標のうち転出超過数や合計特殊出生率については進捗に遅れが見られるため、これまでの施策の効果等を検証し、取組の改善を図るなど、15戦略に掲げる基本目標の達成に向けて着実に対応すること。

また、本県全体で地方創生を実現するためには、県内市町がそれぞれの総合戦略に基づき各種施策を着実に推進し、成果を上げることが重要であることから、市町の取組の進捗に応じて必要な支援をすること。

2. 県内経済の活性化について

(1) 地域経済を牽引する地域未来投資の促進や生産性革命への対応について

県内の中堅企業等が、地域特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する地域未来投資を促進すること。

また、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、いわゆる「ものづくり補助金」をはじめとする国の大型の平成29年度補正予算を有効に活用し、県内中小・小規模企業が更なる生産性向上を図れるよう、金融機関や商工関係団体等各種支援機関と構築したネットワークを活用して、説明会の開催等による制度周知や企業ニーズに応じた相談体制の整備などに積極的に取り組むこと。

(2) 産業政策におけるビッグデータの活用について

I C T（情報通信技術）が目覚ましく進展する中、経済活動等を通じ、大量に蓄積されたビッグデータは、新たな事業展開やサービスの創出、さらには、地域の課題解決に向けた活用が期待され、注目を集めている。

国においても、地方創生に取り組む自治体等を支援するため、地域経済分析システム（R E S A S）を提供し、人口動態データを皮切りに、段階的に対象分野を拡大するなど、ビッグデータを活用するための環境整備を進めている。

本県は、ものづくりが盛んで、また、多彩な観光資源や地域資源に恵まれているが、本県産業の更なる成長に向けて、モノやサービスの流れ、観光客の属性・行動パターンなど、ビッグデータ等を活用した分析や施策立案を積極的に取り入れ、時流をつかんだ、戦略的で実効性のある産業政策を展開すること。

(3) 戦略的な観光誘客の推進について

本県の更なる観光振興のため、市町や観光関係者はもとより、経済団体をはじめ幅広い関係者との連携強化や情報共有を図りながら、本県の観光資源を

磨き上げるとともに、再発掘し、魅力の発信や誘客について戦略的に取り組むこと。また、道の駅の活用や支援等を行うとともに、「本物の出会いパスポート」の電子化を図り、県内全域への観光誘客とリピート率の向上に努めること。

さらに、各種企業と連携しながら二次交通対策に取り組むとともに、観光地における渋滞対策を推進することにより、県内周遊の利便性の向上や円滑化を図ること。

(4) 関西圏での情報発信と誘致活動の展開について

とちぎ創生の実現のためには、栃木県の魅力を積極的にPRし本県への人の流れを促す活動が必要であり、企業の危機管理対応への動向など様々な観点から、今後は東京・関東圏だけでなく関西圏においてのPR活動も重要であるとする。そこで、本県の情報発信の活動拠点を関西圏にも設置し、関西圏の栃木県人会や茨城県・群馬県等との連携を図りながら、企業誘致、観光誘客、県産品の販路拡大等の積極的展開を図ること。

(5) 産業を支える人材確保について

①人材確保対策について

全国の有効求人倍率が43年ぶりの高水準となり、大学生の就職内定率も過去最高であるが、内定辞退者率は6割を超え、本県の上場企業の半数が昨年11月時点で採用計画が未達であるとの報道がなされるなど、企業にとって深刻な人材不足となっている。県では首都圏大学・短大との就職促進協定を進めているが、更なる締結校の拡充を促進し、大学生等に対し、県内企業の魅力と理解を深めるための情報発信とマッチング等への支援を図り、企業の人材確保に積極的に取り組むこと。また、県内高校生に対しても同様の取組を行い、若者の県内定着に努めること。

②若手人材の確保と育成について

昨年開催された「とちぎ技能五輪・アビリンピック 2017」では、本県において両大会合わせて過去最多の42名が入賞し、県初である優秀技能選手団賞も受賞したところであり、ものづくり県として最高の成果であったと高く評価するところである。そこで、この結果を一過性のものとせず、次世代に着実に継承すべく、県教育委員会とも連携し、ものづくりをはじめとした本県産業の振興を図るため、若手人材の確保と育成に努めること。

③働き方改革について

本格的な人口減少社会を迎え、生産年齢人口が減少する中、女性をはじめ高齢者等すべての人々が、多様な働き方を選択でき、生き生きと活躍できる職場環境を整備することが求められている。そこで、固定的な性別役割分担意識の改革、広く県民に向けた「働き方改革」の意義を啓発するとともに、

事業主から従業員まで一体となった企業の取組を促進するため、地域の実情に応じた「働き方改革」の取組を更に加速させること。

(6) 空き店舗対策について

中心市街地の空き店舗が増加し、生活機能が低下することで消費行動が中心市街地から流出し、賑わいが喪失されるなど深刻化している。市町においては、チャレンジショップとして空き店舗の利活用を図っているところであり、県としても取組を支援するとともに対策を検討すること。

また、旅館やレジャー施設、複合型施設などの大型空き店舗等についても、景観や防災・防犯等の観点からも社会問題であり、早急な対応を検討すること。

(7) アンテナショップの充実と戦略的展開について

「とちまるショップ」がリニューアルオープンし、これからも栃木の情報発信や誘客に期待するところである。しかし、更なる情報発信と誘客のためには、路面店でのショップ開設の検討や、茨城県・群馬県のアンテナショップとの連携を推進するとともに、市町の広域連携によるイベントの展開、展示品の調整など、市町によるアンテナショップの利活用を積極的に促進すること。

(8) 中小・小規模企業振興条例の制定促進について

県内の経済を支えるため、県においては「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定することで中小・小規模企業の振興を総合的に推進し、持続的な発展を実現するための施策を展開している。更なる推進を図るためには、県内すべての市町において中小・小規模企業を振興する同様の条例を制定する必要があり、機運を高めるためにも早期の制定に向けて情報提供や要請などに対応し、積極的に支援を行うこと。

3. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 公共工事の円滑な執行について

建設業者は異常気象時に係る災害復旧の対応や防災・減災対策、社会資本の老朽化対策等の担い手として、地域を支える重要な役割を担っている。

一方、これまでの建設投資の急激な減少や、これに伴う競争の激化により、建設業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、東北の震災復旧や東京オリンピック・パラリンピック関連の大型事業が本格化し、また建設現場では若年入職者の減少と技術労働者の高齢化が進んでおり、建設資材の高騰や労働者等の確保の面で多くの課題を抱えている。

そこで、担い手3法の趣旨を踏まえ、労務等の確保に供する余裕期間設定、職場環境改善のための週休2日制工事などに取り組み、地域の実情に応じた工事発注や、労務・資材に係る価格変動の適切な設計単価への反映、公共工

事に携わる技術者の確保、若手技術者の育成等に努めること。

また、公共工事の執行に当たっては、特定の時期に建設資材や技術労働者等の確保が集中することのないよう、年度を通じた工事発注の平準化に取り組むこと。

(2) 社会資本の老朽化対策について

道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活と経済活動を広く支える重要な社会基盤である一方、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これらの社会資本については、公共施設等総合管理基本方針の理念に基づき、施設ごとの長寿命化修繕計画を着実に推進するとともに、その財源の確保に努めること。

特に、平成 26 年度策定の舗装長寿命化修繕計画において、緊急修繕が必要な劣化・損傷が深刻な区間を概ね 5～6 年で 1,000 km 程度解消するとしているが、実際のところ修繕すべき箇所が数多く見受けられることから、計画を着実に進めること。

(3) 道路整備の推進について

本県における人口減少克服と地方創生のためには、大都市圏や海外から人と産業を呼び込み、活発な交流と経済活動を促進するとともに、県民が安全で安心した生活を送ることができる環境づくりが不可欠である。

このため「とちぎみちづくり構想」に基づき、高速道路の機能強化をはじめ、幹線道路ネットワークの整備、ミッシングリンクの早期解消など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを効果的に推進すること。特に首都圏広域地方計画に位置付けられた「日光・会津・上州歴史街道対流圏の強化プロジェクト」の基盤となる国道 121 号については、直轄権限代行事業の導入に向け、引き続き国との協議を進め、早期事業化を図ること。

また、子どもたちが安心して通学できる歩道の整備をはじめ、日常の買い物や通院に使用する県民生活に密着した身近な社会資本の整備をより一層推進すること。

(4) 道路の適切な維持管理について

ＤＣやツール・ド・とちぎをはじめ、東京オリンピック・パラリンピックや本県で開催されるいちご一会とちぎ国体等を契機として、県外から多くの観光客が訪れる中、県管理道路における街路樹の剪定や除草等については、本県における景観の一つとして、イメージアップに貢献することから適切に実施すること。また、大型化した街路樹についても、通行の安全性確保や周辺環境との調和の観点から適切に管理を行うこと。

(5) 河川の防災・減災対策の推進について

平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨では、河川の氾濫や土砂の流出などが本県に甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、必要な予算を確保し、河川改修や砂防施設整備など災害を未然に防止する防災対策に加え、堆積土・立竹木の除去、堤防補強など被害を軽減する減災対策を積極的に推進すること。

また、昨年 7 月の九州北部豪雨をはじめ、近年、頻発化・激甚化する災害に備え、「逃げ遅れによる人的被害ゼロ」を目指した水害対応タイムラインの作成支援など水防災意識社会の再構築に取り組むこと。

(6) 道路照明の L E D 化の推進について

道路照明は、自動車や歩行者等の安全な通行を確保するために不可欠な施設であるが、より節電効果の高い L E D 照明に交換することにより、C O₂の削減はもとより、電気料金をはじめとする維持管理費の抑制に効果が見込まれるため、民間ノウハウを活用した E S C O 事業により積極的に推進すること。

特に、県央地域においては、先行する県北、県南地域に続き、速やかに E S C O 事業が導入できるよう、検討を進めること。

(7) 公共交通ネットワークの整備について

高齢社会を迎え、車社会から公共交通への転換を図る必要があり、電車やバス、タクシー、デマンド交通などの既存の公共交通と、今後整備の進む L R T などとのネットワーク化が重要であるため、公共交通の維持・充実はもちろんのこと、一次二次交通の連携強化を図るとともに、地域住民はもとより来訪者の利便性の向上を図るため、交通系 I C カードの導入を併せて検討すること。

また、高齢者や障害者はもちろん、乳幼児や妊産婦などに対する様々なバリアを解消するため、引き続き、ノンステップバスの普及促進を図るとともに、ユニバーサルデザインタクシーの導入についても積極的に普及促進を図ること。

4. 保健・医療・福祉対策について

(1) 救急医療の適正利用について

高齢化の進展などにより救急搬送件数が増加する中で、限られた医療資源を有効かつ効率的に活用するためには、県民一人一人が救急医療を適正利用するという理解と協力が必要である。

このため、平成 28 年 10 月から「とちぎ救急医療電話相談（大人の救急電話相談）」がスタートし、毎日午後 6 時から午後 10 時まで救急医療の受診の目安などのアドバイスを行っているが、県民の安心・安全のためにも、休日昼間

を含めた相談時間の拡充に努めること。

さらに、高齢者の救急搬送において、救急隊員等が既往歴や緊急連絡先等の情報収集に時間を要する場合があることから、これらの情報を円滑に収集可能な体制の整備に努めること。

(2) 地域包括ケアシステム構築の推進について

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、必要なサービスが連携し切れ目なく提供される体制づくりが必要である。市町による地域包括ケアシステムの構築が本格化する中で、特に在宅医療・介護連携は、苦心する市町が多い分野であることから、地域の実態を踏まえた市町の取組に対し、引き続き県としてしっかりとした支援に努めること。

また、在宅医療・介護連携の推進に当たっては、多様な分野で活躍する看護職員が重要な役割を果たすことから、働きやすい環境の整備など離職防止、再就業促進を支援するとともに、様々な健康課題に多職種と協働しながら対応できる保健師や、医師や歯科医師の判断を待たずに一定の診療の補助が行える看護師（特定行為研修修了者）の確保を図ること。

(3) 地域密着型サービス等の充実に向けた施設整備について

団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進は必要であり、施設から在宅への動きが進んでいる。

一方で、急速な高齢化の進展により2025年には本県における65歳以上の高齢者人口は30%を超え、要介護認定率も16.5%に達すると推計され、高齢者のみの夫婦や独居高齢者も増加し、家族の介護力は年々弱まることが想定される。

このため、特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスの基盤整備や、有料老人ホーム等の多様な住まいの確保については計画的かつ過不足なく進めていく必要があり、施設整備のため現行単価を国単価に準拠した単価に見直すこと。

(4) 災害時における医療体制の整備等について

大規模災害が頻発する近年、災害がいつ発生しても対応できる災害医療体制の構築が求められており、災害拠点病院のみならず、それ以外の医療機関においても、災害時に早期に診療機能が回復できる体制整備を促進すること。

また、被災地において緊急避難を余儀なくされた被災者は不自由なことが多々あり、中でも、被災地における医薬品の供給は重要であると考えます。

そこで、広域に及ぶ大規模災害時の備蓄医薬品活用範囲については、応援協定を締結している他県へも可能とするなど、柔軟に対応すること。

(5) 障害者に対する支援について

「栃木県障害者差別解消推進条例」が施行され、間もなく2年が経過しよう

としているが、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する理解が十分に進んでいるとはいえない状況にあることから、積極的に県民への普及啓発を推進すること。

また、障害者に対しては、個々の人生に寄り添い、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが重要であり、特に、家族の支えを受けながら地域で生活する多くの障害者のため、「親亡き後」の支援体制の整備を図ること。

(6) 子どもの貧困対策等の推進について

経済的に困難な状況にある、いわゆる貧困家庭等の子どもを対象とした食事の提供をはじめとする各種支援を行う居場所の設置数の拡大及び支援の充実に努めること。

また、ひとり親家庭の過半数は経済的に厳しい状況に置かれていることから、貧困の連鎖を防止するため、学習支援事業や就労支援事業等を推進すること。

(7) 保育人材の確保について

保育士、幼稚園教諭等の人材不足は、喫緊の課題となっている。子育て環境の充実に向け、保育士等の確保を図るため、処遇改善や資質向上に向けた研修の充実に取り組むこと。

(8) 児童相談所の機能強化について

児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、増加し続ける児童虐待ケースに的確・迅速に対応するため、児童相談所における専門職の適正配置、里親委託の一層の推進を図るほか、老朽化の著しい県北児童相談所の整備等、児童相談所の機能強化に取り組むこと。

(9) 里親支援体制の整備等について

健全な心身の発達を促進する観点から、実家庭での養育が困難な子どもにあっては、できる限り早期に家庭と同様の環境の下で養育されることが必要であるため、新規里親の開拓や新生児委託等を含む支援体制の整備を図ること。

また、委託解除後の進路や地域での生活について、継続的な支援と援助体制が求められていることから、的確にニーズを把握するとともに、実効ある自立支援策の強化に努めること。

さらに、乳幼児の虐待防止の観点から、特別養子縁組は、子どもの権利を保障する有効な選択肢となり得ることから、国における検討状況等を踏まえつつ、適切に対応していくこと。

(10) 肝炎対策の推進について

肝炎は国内最大の感染症と言われており、日本の肝炎ウイルスの感染者は

210 万～280 万人程度いると推定されているが、感染者の多くは自覚症状がないことから、肝硬変、肝がんへと重症化していく可能性がある。

県では、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や医療費助成など、早期発見、早期治療による重症化予防対策に取り組んでいるが、肝硬変、肝がんへの移行者を減少させるため、対策を一層推進する必要がある。

今般、国において、都道府県が事業主体となって肝がん、重度肝硬変の患者に対する医療費助成を行い、治療研究を促進する事業が創設されることとなったが、事業実施に当たり、県民への周知等遺漏のないよう対応すること。

(11) 消防団員の確保について

近年、自然災害が頻発している中、消防団は、住民の生命と財産の安全を守るため、大きな役割を担っている。昨年、運転免許制度の改正による免許区分の変更があり、改正後に免許を取得した者が消防自動車（車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満）を運転するには、普通免許ではなく、準中型免許が必要となった。現在、その免許取得は各自負担であることから、団員確保の妨げの一要因になりかねない。

そこで免許取得に対し、国の動向を見守りつつ適切な対応を図ること。

5. 農林業行政について

(1) 力強い農業の推進について

本県農業の構造改革を進め、収益性の高い農業を実現するため、農地中間管理機構を活用した農地の集約・集積の促進や、大消費地に近い条件を活かした「園芸大国とちぎづくり」など、本県農業の力強い発展に向けた施策に積極的に取り組むこと。

また、若者の就農支援策の強化等による人材の確保育成、リーディングブランドをはじめとした県産農産物のブランド力の向上、更には、県産農産物の輸出拡大など、本県農業の成長産業化を促進すること。

(2) 国の米政策の見直し等に対応した支援について

国では、平成 30 年産から行政による主食用米の生産目標の配分を行わないこととしたが、これを踏まえ、需要のある作物への転換により、農業者の所得が確保されるよう、品目ごとの需要動向に関する情報を積極的に提供するとともに、新たな産地づくりを推進すること。

(3) 農村環境の維持・保全及び農業の持つ多彩な効用の発揮について

農村地域の高齢化が進行し、耕作放棄地が増加している。このような中、農村環境を維持・保全するためには、地域が一体となった農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの取組が必要であることから、日本型直接支払制度を活用し

た共同活動の促進を図ること。

また、農業・農村の社会的価値の向上を図るために、農業と福祉の連携強化や食育・地産地消の取組、環境に配慮した農業生産活動による豊かな生態系の保全など、農業の持つ多彩な効用の発揮を促進すること。

(4) TPP及びEPAへの対応について

日EU・EPA及びTPP11の交渉が進展し、外国産農産物との競合による国産農産物の価格低下などの影響が懸念される。このため、国に対して、国内農業の体質強化を図るための対策を継続して実施していくよう要請するとともに、本県農業への影響を分析し、新たな国際環境にあっても、県内農業者の所得が確保され、持続的に本県農業が発展出来るよう、必要な施策を講じること。

(5) 内水面漁業の振興について

内水面漁業は、河川・湖沼等の水産資源の保護培養や水環境・河川生態系の保全、レクリエーションの場の提供など公共性の高い機能を有している。

一方で近年、カワウ、外来魚、アユ冷水病等による被害が拡大しており、内水面漁業の担い手である漁協等を取り巻く環境も厳しい状況にあることから、これらに対し適切な対策を講じるとともに、漁業団体等と連携し、漁場の活性化を図ること。

(6) 野生鳥獣被害への対策について

シカ・イノシシの捕獲強化のため、狩猟免許取得者の費用の負担軽減や若返り等のための支援措置の強化を講じること。

また、今後、市町境を越えた駆除等を行う必要があることから、広域捕獲隊に対して、速やかに有害鳥獣捕獲の許可がおりるよう対応するとともに、イノシシ等がわなにかかった場合の緊急性のある止めさしなどについても広域捕獲隊を活用されるよう配慮すること。あわせて、市町や捕獲従事者と緊密に連携を図り、農地に接する里山林、耕作放棄地、河川敷のヤブ等の整備や円滑な捕獲に向けた体制整備を図ること。

(7) 国土調査法に基づく地籍調査等の推進について

地籍調査は、土地政策の基礎となるとともに、安全安心な県土づくりを進める上で、不可欠な事業であることから、市町に対して積極的に取り組むよう働きかけるとともに、県としても支援を行うこと。

特に、住民の高齢化、山村地域の過疎化等により森林所有の小規模化・不在村地主化が進行し、住宅地、農地に比べ、境界が不明で管理不足の森林が増加していることから、林地における地籍調査を含め森林所有対策を積極的に進めること。

(8) とちぎの元気な森づくり県民税について

平成 30 年度以降も県民税を継続し、県民協働の森づくりを推進していく上で、使途については、将来の本県の森林のあるべき姿を見定めるとともに、喫緊の課題に対応するため、「森林資源の循環利用」、「持続可能な森林管理」及び「森林所有対策」を重点的に展開すること。

また、平成 31 年度税制改正において、森林環境譲与税（仮称）等が創設され、市町村による間伐等が開始されることから、県民税事業との関係性を整理するとともに、森林整備を担う人材の確保・育成や市町村における事業推進体制の確保等に努めること。

(9) とちぎ材の利用促進について

間伐主体による木材生産から皆伐・再造林施業による木材生産への転換を進める上で、更なる県産木材の利用促進は不可欠である。

議員提案による「栃木県県産木材利用促進条例」（とちぎ木づかい条例）が昨年 10 月 18 日より施行され、また、東京オリンピック・パラリンピックで利用される新国立競技場、選手村ビレッジプラザ建築に森林認証木材が使われることになり、県産木材利用の期待や、新技術の C L T（直交集成板）等への注目が集まる中、本県の林業・木材産業を成長産業へと導くために、新たな木材需要を創造することが重要である。

このため、いちご一会とちぎ国体の会場となる新武道館など、多くの利用者や高い P R 効果が見込まれる公共施設における積極的な利用をはじめ、中大規模施設の木造・木質化による木材利用の拡大、県内外における新築住宅への支援を進めるなど、とちぎ材の需要拡大と積極的な利用促進、情報発信を図ること。

また、森林認証取得・維持には、取得実績等を踏まえ今後も必要な支援に取り組むこと。

(10) コンテナ苗の生産拡大について

本県は、充実期を迎えた森林資源の有効活用のため、皆伐を中心とした施策を展開しており、皆伐後の円滑な植林を進める上で安定した苗木の供給が求められている。現在、スギ苗木はコンテナ苗での生産拡大に取り組んでいるが、ヒノキ苗についてもコンテナ苗による生産が有効であると考えている。コンテナ苗は新技術であり、生産が安定するまでしっかりとした支援を行うとともに、少花粉スギ種子の安定生産体制の強化に取り組むこと。

(11) 環境・エネルギー産業の振興について

全国有数のものづくり県である本県が、新たな成長分野でもある環境・エネルギー産業の振興に取り組むことは、環境負荷の低減のほか雇用の創出による地域経済の活性化、更には持続的な発展に繋がることにもなる。

このため、限られた資源の有効活用に不可欠な廃棄物・リサイクル産業の立

地環境の整備を進め、優良な事業者の立地促進を図ること。また、再生可能エネルギーをはじめとする分散型エネルギーのインフラの導入促進を進めるなど環境・エネルギー産業の振興を図ること。

(12) 森林整備・保全等について

近年、本県においても局地的な集中豪雨や大雪などの災害が多く発生しており、こうした自然災害の未然防止・減災対策、併せて地球温暖化対策の観点からも、森林の整備や保全が重要であるため、森林整備・保全等に係る国の予算確保に向けて強く要望すること。

(13) 浄化槽の維持管理の推進について

県内の良好な水環境の保全を推進するためには、浄化槽管理者による保守点検や法定検査を徹底することが重要である。

平成 12 年度には、浄化槽法に基づく設置届出の受理や浄化槽管理者への指導等について、県から市町に権限移譲されているが、県は市町に対し、浄化槽台帳の適切な整備や浄化槽の適正な維持管理の指導等について支援に取り組むこと。

6. 教育行政について

(1) 学校安全の推進について

学校教育活動全般における安全管理を徹底するため、各学校における安全管理体制のチェック等を専門に行う組織を新たに設置するなど、学校安全対策の体制強化を図ること。

また、校内における不審者等への対策など、生徒等が安全に活動することができるよう、施設の整備について検討すること。

(2) 県立高校における特例校の特色化について

「第二期県立高等学校再編計画」における特例校の特色化については、各地域における県立の高等学校が果たしている役目等を十分に踏まえ、教育委員会が主導的な役割を果たし学校と共に進めること。

(3) 小学校における 35 人以下学級の早期実現について

本県においては平成 29 年度より小学校第 3 学年までの 35 人以下学級を導入し平成 30 年度より小学校第 4 学年までの導入を計画している。しかし少人数学級の実現に当たっては現行の加配教員を活用している。多様化・複雑化する課題を抱える中、授業の改善及び児童の基礎学力の定着を図るためにも 35 人以下学級の推進に当たっては、加配教員数を維持した上で実現すること。

さらに、今後増加が見込まれる外国人児童生徒に対し市町と連携し対応を

図ること。

(4) いじめ問題等への取組強化について

本県においては、「栃木県いじめ防止基本方針」を改定したところであるが、いじめの認知件数は増加しており、各事例に対する迅速な対応が求められる。子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化し依然としていじめ問題等は後を絶たない。これらの問題は貧困や虐待、地域事情など様々な要因も関係しているため、教育委員会内だけの対策にとどまらず保健福祉部や市町との連携も必要である。

そのため、基本方針の周知と同時にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充等により、いじめをはじめとした学校問題になお一層取り組むこと。

また、学校と地域が連携した教育活動を効果的・効率的に展開するための窓口となる地域連携教員に、退職者や再任用者等を積極的に活用すること。

(5) 学力体力向上について

平成 29 年度の全国学力・学習状況調査の結果は、前年度と比較して成績が向上しているものの、全国平均レベルにとどまっており、全学年で学力が確実に向上したとは言い難い。そこで、すべての学年で全国平均を上回る結果を出せるよう、更なる学力向上に向けた取組を充実させること。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果は全国平均を下回っていることから、学校教育として危機感を持ち体力向上を図ること。

(6) 新たな大学入試への対応について

国では高大接続改革が進められ、大学入試が抜本的に改められようとしている。大学入試センター試験に代わって実施される大学入学共通テストは、国語、数学において記述式問題を導入することや、英語において民間の資格・検定試験の導入などが予定され、今まで以上に思考力・判断力・表現力等が求められる。

本県においては中高校生の読解力に懸念があることから、新たな大学入試に対応して本県の高校生が希望する大学等へ進学できるよう、危機感を持って各学校における学習指導や進路指導の充実を図ること。

(7) 特別支援学校における職業教育の推進について

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園が開校し平成 30 年度で 3 年目を迎える。平成 29 年度に本県で開催された第 37 回全国アビリンピックにおいて、県内の特別支援学校から 5 名の生徒が入賞するなど、同校を職業教育推進校とする取組に一定の成果が見られた。就労支援コーディネーターの増員など就労支援の推進も図られているが、更なる生徒の職業的自立を促進するために、同校を就職支援の拠点と位置付け、県全体の就労支援体制の構築を図る

こと。

また、一方において宇都宮に1校という県内における偏在を考慮し、特別支援学校としてのバランスを十分に検討すること。

(8) 主権者教育の推進について

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、高校生が含まれる18歳の投票率が他の若年世代と比較し高い傾向にあることから主権者教育としての一定の成果があるが、有権者としての責任ある投票行動を行うためには主権者としての自覚と責任、そして判断力が必要である。

そのため小学校、中学校、高等学校それぞれの段階に応じた主権者教育をより一層推進すると同時に、教職員に対しても主権者教育指導のための研修を行うこと。

(9) 教職員の資質向上について

本県においては信頼される教職員の在り方検討委員会の提言を盛り込んだ不祥事防止マニュアルを作成し取り組んでいるが、更に教員の資質向上のための体制を充実する必要がある。教育公務員特例法の一部改正により平成29年3月に策定された教員の資質向上のための指針に基づき、働き方改革に向けた教員の勤務時間の短縮や、児童生徒と向き合う本来の教員としての役割を十分に考慮に入れながら、教員の資質向上を図ること。

(10) (公財) 栃木県育英会が運営する東京学生寮の建替への支援について

(公財) 栃木県育英会が東京都目黒区に設置・運営する東京学生寮については、昭和32年に開設以来、これまで5千人を超える多くの学生が巣立ち、東京方面に進学する大学生等への修学支援に大きく貢献してきた。

しかし、築後60年が経過し、施設の老朽化は著しく、設備等も時代遅れとなっており、近年は入居率も低下し、更新待ったなしの状況である。

東京方面の大学等への進学率が依然として高い中、本県へのUターンの促進も含め、本学生寮の果たす役割は依然として大きなものがあり、育英会が検討を進めている建替が早期に実現できるよう、県として積極的な支援を行うこと。

(11) 国体基金の早期創設について

国体開催においては、運営費、施設整備費、選手強化費等、多額の費用を要することが先催県のデータからも明らかである。充実した大会開催に向けて、事業費や運営費の積算を速やかに行うとともに、本県の財政事情も勘案しながら、国体基金の早期創設を図ること。

7. 警察行政について

(1) 特殊詐欺を撲滅するための取組について

平成 29 年における県内の特殊詐欺被害は前年を下回っている。これは金融機関の振込制限や特殊詐欺被害防止コールセンターによる注意喚起及び撃退機器の貸出し等、警察行政の取組に一定の成果が見られたところである。これらの取組を継続して実施することに加え、新たな手法にも対処できるよう、なお一層の被害防止に向けた対策の強化を図ること。

(2) 交通事故防止対策について

平成 29 年の県内における交通事故の発生件数、負傷者数は前年から減少したが、死者数が増加し、中でも交通事故死者数に占める高齢者の割合は高く、3 分の 2 を超えている。

このことから、高齢者の安全確保に重点を置き、歩行中等における事故防止対策の強化とともに、運転適性相談の充実強化や加齢に応じた望ましい交通安全教室等の実施など、高齢者の運転をサポートする体制づくりをすること。

また、交通事故防止に資する交通指導取締りを推進するとともに、平成 31 年度に更新を迎える交通事故情報管理システムの高度化及び交通携帯端末の整備のための調査研究を行うこと。

(3) 初動警察活動の強化について

刑法犯認知件数は減少しているが、犯罪が複雑多様化・高度化した現在において県民不安は解消されていない状況にあり、特に高齢者、女性、子どもが被害者となる犯罪に不安を感じている。この種の犯罪抑止に力を注ぐことはもちろんであるが、万が一の犯罪発生に備え、早期に犯人を検挙するための更なる警察力の強化が求められる。

このことから、通信指令システムの高度化など、初動警察活動の強化を図ること。